

佐賀県認定リサイクル製品認定委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、佐賀県リサイクル製品利用推進要綱（以下「要綱」という。）

第4条第2項の規定に基づき、佐賀県認定リサイクル製品認定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討をおこなう。

- (1) 佐賀県認定リサイクル製品の認定基準に関すること。
- (2) 佐賀県認定リサイクル製品の認定に関すること。
- (3) 佐賀県認定リサイクル製品の認定の取消しに関すること。
- (4) その他要綱の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民環境部循環型社会推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成13年12月26日から施行する。

この要領の改正は、平成16年4月1日から施行する。

この要領の改正は、平成20年4月1日から施行する。

この要領の改正は、平成20年7月16日から施行する。

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表

団体名等	役職	氏名
佐賀大学	名誉教授	染谷 孝
佐賀大学	准教授	三島 悠一郎
佐賀県商工会議所連合会	専務理事	堤 和幸
佐賀県商工会連合会	専務理事	今村 盛史
公益財団法人 佐賀県産業振興機構	事務局長	木村 和久
特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが	理事	中村 桂子
公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構	材料試験センター 所長	大宅 浩
衛生薬業センター	副所長	成富 裕子
窯業技術センター	副所長	江口 佳孝
工業技術センター	副所長	柘植 圭介
農業試験研究センター	環境農業部長	井出 洋一